

1.

虚偽誇大広告等禁止規定とは

Q1

健康増進法の虚偽誇大広告等禁止規定とは何ですか？

Answer 1

健康増進法（平成14年法律第103号）の虚偽誇大広告等禁止規定とは、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示（以下「広告等」といいます。）を行う場合、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項（以下「健康保持増進効果等」といいます。）について、著しく事実と相違する又は著しく人を誤認させる表示（以下「虚偽誇大広告等」といいます。）を行うことを禁止したものです（健康増進法第32条の2）。

Answer 2

具体的には、健康増進法施行規則第18条及び本規定に関するガイドライン（関連通知①）及びその留意事項（関連通知②）に示すとおり、次のような事項について虚偽誇大広告等を行うことが禁止されています。

【虚偽誇大広告等が禁止される事項】

①健康の保持増進の効果

（例）「疲労回復」「血圧が高めの方に適する」

②含有する食品又は成分の量

（例）「大豆が〇〇g含まれている」「カルシウム〇〇mg配合」

③特定の食品又は成分を含有する旨

（例）「プロポリス含有」「〇〇抽出エキスを使用しています」

④熱量

（例）「カロリーオフ」「エネルギー0kcal」

⑤人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つことに資する効果

（例）「皮膚にうるおいを与えます」

Answer 3

なお、上記の（例）については、あくまで虚偽誇大広告等を行うことが禁止されるものであり、（例）そのものが禁止されるものではありません。

